

## 都筑区における区民文化センターの設計・施工に関する協定書（案）

横浜市（以下「甲」という。）と代表企業（以下「乙」という。）は、都筑区における区民文化センター等整備予定地活用事業（以下「本事業」という。）における内装を含む区民文化センターの設計・施工に関して、次のとおり協定（以下「設計・施工に関する協定」という。）を締結する。なお、設計・施工に関する協定で別段定義するもののほか、この契約において使用する用語は、甲及び事業予定者との間で締結された平成●年●月●日付け都筑区における区民文化センター等整備予定地活用事業基本協定書（以下「基本協定」という。）における定義に基づくものとする。

## （総則）

第1条 乙は、甲と協議の上、自らの責任において、別紙1の1に記載の設計企業をして、基本協定、要求水準書、募集要項等及び本件提案に従い、日本国の法令を遵守の上、内装を含む区民文化センターの設計を行うものとする。

2 乙は、自らの責任において、別紙1の2に記載の建設企業をして、基本協定、要求水準書、募集要項等及び本件提案に従い、前項に従って作成した区民文化センターの設計に基づき、日本国の法令を遵守の上、予定地内に内装を含む区民文化センターの施工を行うものとする。

3 仮設、施工方法、その他区民文化センターを完成するために必要な一切の事項については、乙が、自ら又は設計企業及び建設企業をして、その責任において定める。仮設工事を含め、区民文化センターの施工に必要な一連の工事（ただし、電気、水道に係る工事等性質上予定地内で行うことができない工事は除く。）は全て予定地内で行わなければならない。

4 区民文化センターの設計及び施工に当たっては、原則として、横浜市建築局所管の標準仕様書のほか、公共施設の整備において通常求められる技術基準等を満たすものとする。

5 区民文化センターの設計及び施工に要する費用並びにこれに関連する一切の費用は、全て乙が負担し、区民文化センター売買契約が締結されない場合であっても、それが甲の責めに帰すべき事情によらない限り、区民文化センターの設計・施工に要する費用を甲に請求することはできない。また、当該費用に関する資金調達は全て乙の責任において行う。

6 複合施設の建設工事期間中における予定地及び区民文化センターの管理は、乙が善良な管理者の注意義務をもって行う。

7 設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等及び本件提案の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合には、この順に優先して適用されるものとする。ただし、本件提案の内容が要求水準書及び募集要項等に定める水準を超える場合には、その限りにおいて本件提案が要求水準書及び募集要項等に優先する。

8 区民文化センターに必要な備品は、甲において用意する。

(許認可、届出等)

第2条 設計・施工に関する協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、甲が法令上自ら申請しなければならないものを除き、乙（設計企業及び建設企業を含む。以下、本条において同じ。）がその責任及び費用において取得する。

2 甲は、乙の要請がある場合は、乙による前項に定める許認可の取得、届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

3 乙は、甲の要請がある場合は、甲による許認可取得、届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

(近隣対策)

第3条 乙は、自ら又は設計企業及び建設企業をして、その責任及び費用において、複合施設全体の設計、建設に係る騒音、振動、悪臭、光害、粉じん発生、交通渋滞及びその他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。ただし、甲が提示した条件に直接起因して近隣対策の必要が特に生じた場合においては、甲がその責任及び費用を負担する。

2 前項の近隣対策について甲がその報告を求めた場合、乙は、甲に対して、その内容及び結果を報告する。

(区民文化センターの設計)

第4条 乙は、甲と協議の上、設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等及び本件提案の範囲内で、善良な管理者の注意義務をもってその裁量において、設計企業をして、内装を含む区民文化センターの設計を実施させるものとする。

2 乙は、設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等及び本件提案に基づき、設計企業をして、基本設計を実施させるものとする。乙は、自ら又は設計企業をして、定期的に甲との間で協議を行うこととし、基本設計完了時に基本設計図書を甲に提出する。甲に提出すべき基本設計図書は、関連する当事者間において協議の上、甲が指定する。

3 甲と乙は、基本設計図書の承諾について、次の各号のとおりとすることに合意する。

(1) 甲は、甲乙間で別段の合意のある場合を除き、乙に対し、基本設計図書が提出された日から14日以内に、その内容を承諾した旨の記載をした通知書又は修正要求の通知書を交付しなければならない。

(2) 前号において、甲は、提出された基本設計図書について、それが設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等若しくは本件提案、又は協議の結果と一致していないことを理由として、区民文化センターについて修正要求をすることができる。当該修正要求の通知書は、理由を付した上で乙に交付しなければならない。

(3) 乙は前号に基づき修正要求を受けた場合、速やかに当該不一致を是正しなければならない。是正の結果について関連する当事者に報告するものとする。この場合において是正により追加費用が発生した場合、当該追加費用は乙の負担とする。

4 乙は、基本設計終了後、基本設計並びに設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等及び本件提案に基づき、設計企業をして、実施設計を実施させるものとする。

る。乙は、自ら又は設計企業をして、定期的に甲との間で協議を行うとともに、実施設計完了時に実施設計図書を甲に提出する。甲に提出すべき実施設計図書は、関連する当事者間において協議の上、甲が指定する。

5 甲と乙は、実施設計図書の承諾・確認について、次の各号のとおりとすることに合意する。

(1) 甲は、乙に対し、甲乙間で別段の合意のある場合を除き、実施設計図書が提出された日から14日以内に、その内容を承諾した旨の記載をした通知書又は修正要求の通知書を交付しなければならない。

(2) 前号において、甲は、提出された実施設計図書について、それが基本設計、設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等若しくは本件提案、又は協議の結果と一致してないことを理由として、区民文化センターについて修正要求をすることができる。当該修正要求の通知書は、理由を付した上で乙に交付しなければならない。

(3) 乙は前号に基づき修正要求を受けた場合、速やかに当該不一致を是正しなければならない。是正の結果について関連する当事者に報告するものとする。この場合において是正により追加費用が発生した場合、当該追加費用は乙の負担とする。

6 甲と乙は、設計図書（基本設計図書及び実施設計図書をいう。以下同じ。）の変更について、次の各号のとおりとすることに合意する。

(1) 甲は、既に承諾した設計図書について、区民文化センターに関し、いつでも設計の変更を申し出ることができ、乙は原則としてこれに従う。

(2) 乙が区民文化センターについて甲の承諾済みの設計図書を変更する場合は、区民文化センター引渡予定日に変更を及ぼさず、かつ甲の事前の書面による承諾がある場合に限りこれを行うことができる。

(3) 設計の変更により追加費用が生じる場合、原則、当該追加費用は全て乙が負担する。

7 甲と乙は、設計に係るかし担保について、次の各号のとおりとすることに合意する。

(1) 甲は、区民文化センターの設計にかしがあるときは、乙に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、甲の具体的指図に基づく設計の部分については、乙が善良な管理者の注意義務を尽くしている限り乙は責任を負わない。

(2) 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、区民文化センター引渡日から2年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

8 区民文化センターの設計に係る業務（以下「設計業務」という。）の仕様については、次の各号のとおりとする。

(1) 工程表の提出

ア 乙は、設計・施工に関する協定締結後速やかに業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

イ 甲は、必要があると認めるときは、業務工程表を受理した日から5日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

ウ 設計・施工に関する協定の条項に従い事業スケジュールが変更になった場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求するこ

とができる。この場合において、ア中「設計・施工に関する協定締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、イ及びウの規定を準用する。

エ 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(2) 成果物

ア 乙は、設計成果物（区民文化センターの設計に関し甲に提出された成果物をいい、未完成の成果物及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

イ 甲は、設計成果物の内容を公表することができる。

(3) 一括委託の禁止

ア 乙は、設計業務の全部を一括して、又は設計業務の主たる部分を設計企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 乙は、設計業務の一部を設計企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

ウ 甲は、乙に対して、設計業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を書面により通知することを請求することができる。

エ ア及びイの規定に基づく委任又は請負は、全て乙の責任において行い、当該受任者又は請負人の責めに帰すべき事由は、当然に乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(4) 特許権等の使用

乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(5) 管理技術者

ア 乙は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者（以下「管理技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

イ 管理技術者は、設計・施工に関する協定の履行に関し、設計業務の管理及び統括を行うほか、区民文化センターの設計に係る乙の一切の権限を行使することができる。

ウ 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により甲に通知しなければならない。

エ 甲は、その意図する成果物を完成させるため、設計業務に関する指示を乙又は管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は管理技術者は、当該指示に従い設計業務を行わなければならない。

(6) 管理技術者に対する措置請求

ア 甲は、管理技術者又は乙の使用人若しくは乙から設計業務を委任され、若しくは請け負った者が設計業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるべきことを請求することができる。

イ 乙は、アの規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に書面により甲に通知しなければならない。

(7) 損害賠償等

ア 設計成果物の引渡し前に、設計成果物に生じた損害その他設計業務を行うにつき生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

イ 設計業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（ウに規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

ウ イの規定にかかわらず、イに規定する賠償額（保険により填補された部分を除く。）のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ 設計業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(8) 区民文化センター引渡し前の使用

甲は、区民文化センターの引渡し前であっても、乙から提出された設計成果物を使用することができる。

(区民文化センターの施工)

第5条 甲と乙は、内装を含む区民文化センターの施工に必要な書面について次の各号のとおり定める。

(1) 乙は、区民文化センターの着工までに、基本施工計画、施工体制図及びその他の甲が指定する書面を、甲に提出する。これら書面の提出後に修正が必要となった場合、乙は、適宜これを修正し、甲に提出する。

(2) 乙は、工事全体工程表を作成し、甲に提出の上、建設企業をして、これに従って工事を遂行させるものとする。工事全体工程表の提出後に修正が必要となった場合、乙は、適宜これを修正し、甲に提出する。

2 甲と乙は、施工及び工事監理について次の各号のとおり定めることに合意する。

(1) 乙は、建設企業をして、設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等及び本件提案に従い区民文化センターを施工させるものとする。

(2) 乙は、現場にて遵守されるべき現場規則を制定して、建設企業をして遵守させ、付近住民の生活等への支障が生じないように工事を実施させなければならない。

(3) 乙は、区民文化センターの完成時まで、区民文化センターの出来形（工事を終えた部分）及び予定地に存する資材、建造物、その他一切の搬入物の保存又は保管、及び作業の結果について、その責任を負う。

3 甲と乙は、工事監理者について次の各号のとおり定めることに合意する。

(1) 乙は、速やかに工事監理者の名称を甲に対して書面により通知する。

(2) 乙は、工事監理者をして、設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等及び本件提案に従い工事監理を行わせる。

(3) 乙は、工事監理者をして、乙を通じて甲へ定期的に報告を行わせるものとし、また、甲は、乙を通じて工事監理者に適宜報告を求めることができる。

- (4) 乙は、工事監理者をして、(2) 及び (3) を遵守させ、かつ、工事監理者がこれらを遵守する上で必要となる協力を行う。
- 4 乙は、工事の進捗状況を管理・把握し、毎月 1 回、工事の進捗状況を記載した月間工事進捗状況報告書を、甲に提出するものとする。また、甲は、乙に対し、随時、工事の状況を記載したレポートの提出を請求することができる。
- 5 甲は、複合施設の建設工事期間中いつでも、区民文化センターの工事が甲の承諾を受けた実施設計図書及び基本施工計画に従い施工されていることを確認するため、乙に対する事前の書面による通知により、甲における予定地に立ち入り、乙、工事監理者又は建設企業から説明を受けることができるものとする。
- 6 乙は、設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等及び本件提案に従い、施工中の区民文化センターの試験及び検査等を自己の責任と費用において行うものとする。甲は、区民文化センターの工事が、基本施工計画に従い遂行されていることの確認のため、各種の試験及び検査の結果の確認を行うことができる。甲による結果の確認は、乙の責任を何ら軽減又は免除させるものではない。
- 7 乙は、区民文化センターの施工に必要な電力、用水、燃料等の調達を自己の責任で行う。
- 8 甲と乙は、区民文化センターの施工に係る業務（以下「施工業務」という。）の実施に際し第三者を使用する場合について、次の各号のとおり定めることに合意する。
- (1) 乙は、施工業務の全部を一括して、又は施工業務の主たる部分を建設企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 乙は、施工業務の一部を建設企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。
- (3) 甲は、乙に対して、施工業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を書面により通知することを請求することができる。
- (4) (1) 及び (2) の規定に基づく委任又は請負は、全て乙の責任において行い、当該受任者又は請負人の責めに帰すべき事由は、当然に乙の責めに帰すべき事由とみなす。

#### (保険)

- 第 6 条 乙は、自ら又は建設企業をして、別紙 2 に記載される全ての保険を付保しなければならない。
- 2 保険契約の内容及び保険証書の内容については、甲の確認を受けるものとする。
- 3 乙が自ら又は建設企業をして付保する保険は以下のものに限定されない。
- ア 施工中の区民文化センターに関する建設工事保険
- イ 区民文化センター施工中の労働災害保険
- 4 乙は、区民文化センターの工事開始の 14 日前までに、第 1 項に規定する保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

#### (工期の変更)

- 第 7 条 乙は、工期の変更又はそのおそれが明らかになった場合、その理由の如何を問わずその旨を甲に報告するものとする。
- 2 工期の変更は、甲又は乙からの申出であるかにかかわらず、暴風、豪雨、洪水、高潮、

雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等若しくは本件提案で水準が定められている場合及び設計図書で水準が示されている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、甲若しくは乙のいずれの責めにも帰さない事由、又はその他やむを得ず工期の変更が必要となる事由が生じた場合にのみ認められるものとし、甲又は乙が工期の変更を請求したときは、甲乙間の協議によりこれを定める。

- 3 工期の変更により追加費用が生じる場合、当該追加費用は全て乙が支払うこととする。
- 4 前項で乙が支払うこととなる追加費用のうち、乙の責めに帰すべき事由によるもの以外については、甲乙間の協議によりこれを定める。

#### （工事の停止）

第8条 甲は、次の各号に掲げる場合、乙に対し、工事の停止を命ずることができる。この場合において、乙は、停止の命令の解除があるまで工事を一時停止するものとする。

- (1) 乙の施工業務の実施が設計・施工に関する協定、基本協定、要求水準書、募集要項等若しくは本件提案、実施設計図書又は法令に反している場合
  - (2) 甲が施工業務の保安上、又は周辺住民の健康若しくは周辺地域の環境保全上必要であると認めた場合
  - (3) その他乙の工事を停止すべき緊急の事由が生じた場合
- 2 乙の責めに帰さない事由により工事停止命令がなされている場合で、停止の原因たる事由が止んだときには、乙は、工事の再開及び工事工程の改訂又はそれらのいずれかを行うよう甲に求めることができる。
- 3 工事の停止による費用負担は、前条第2項から第4項までの規定を準用するものとする。

#### （第三者に及ぼした損害）

第9条 工事の施工により第三者に損害を及ぼした場合、当該損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、乙が、法令に従って当該損害を賠償しなければならない。

- 2 工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等の理由により第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならない。

#### （区民文化センターの完工検査、完工確認）

第10条 甲と乙は、乙による内装を含む区民文化センターの完了検査について、次の各号のとおり定めることに合意する。

- (1) 乙は、自己の責任及び費用において、区民文化センターの完工検査等を行う。
  - (2) 前号の場合、甲は、乙が行う完工検査への立会いを求めることができる。
  - (3) 乙は、甲に対して、乙が行う完工検査の7日前に、完工検査を行う旨を書面により通知する。
  - (4) 完工検査に対する甲の立会いの有無を問わず、乙は、甲に対し、完工検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
- 2 甲は、乙による前項の完工検査の終了後、次の各号の方法により完工確認を実施する。

ただし、完工確認の対象は、区民文化センターに限る。

- (1) 甲は、区民文化センターにつき、乙立会いの下で、完工確認を実施する。
  - (2) 完工確認は、実施設計図書との照合により実施する。その他、完工確認の具体的方法については、別途甲が定めて書面により乙に通知する。
  - (3) 機器等の試運転等は、甲による完工確認前に乙が実施し、その報告書を甲に提出する。
  - (4) 乙は、機器等及び備品等の取扱いに関する甲への説明を、試運転とは別に実施する。
- 3 甲が、区民文化センターについて前項の完工確認を完了し、乙が竣工図書を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して速やかに完工確認終了通知書を交付する。乙が甲に対して提出すべき竣工図書は、甲と乙との協議の上、甲が指定する。

(特許権等の侵害等)

第11条 乙は、第三者の特許権等の対象となっている設計、工事材料、施工方法等について、その使用に関して一切の責任を負う。

- 2 甲に対して、区民文化センターの設計、施工、運営及び維持管理に関する訴訟又は何らかの法的手続等を含む特許権等の侵害の主張が第三者からなされた場合にあっては、乙は、甲を防御し、甲の被った損害又はその他一切の費用（甲の支払った弁護士費用を含む。）を全て補償しなければならない。
- 3 前項において当該侵害行為が甲の具体的指示に基づいている場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 設計・施工に関する協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲と乙とが協議して定める。



以上を証するため、この協定を2通作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成●年●月●日

甲：  
横浜市

乙：

別紙1 設計企業・建設企業

1 設計企業  
【企業名等】

2 建設企業  
【企業名等】

別紙2 保険

【建設企業が付保すべき保険について記載】